

公園・広場整備事業要綱

I 名称及び目的

- 1 この制度の名称は、松浦市社会福祉協議会公園・広場整備事業（以下、事業という。）とし、松浦市内の自治会が所有又は管理している公園、広場の環境整備を支援する目的のために事業を行う。

II 内 容

- 1 事業に係る費用助成。
 - ①助成限度額：1万円（千円未満切り捨て。）
 - ②助成回数：年度内に1回限り。

III 事業申請

- 1 事業の申請を行う者は、自治会長等が代表者となり、別紙申請書に必要事項を記入し、社会福祉法人松浦市社会福祉協議会会長（以下、会長）へ申請を行うものとする。

IV 事業申請の決定

- 1 申請があった時は、提出された申請書を精査し、併せて現地確認を行う等必要な調査を行い、審査を行うものとする。
- 2 助成の可否が決定された場合は、申請者に対し決定・不決定を文書等により通知する。
- 3 助成の可否が決定されたものについては、決定した翌月の業務検討会議で報告する。

V 助成金の交付

- 1 助成決定の通知を受け、助成金の交付を受けようとする者は、速やかに交付を受けるものとする。
- 2 助成金の交付は、原則として申請者本人への現金渡しとし、自筆による署名・捺印のある受取領収書を徴するものとする。ただし、事由により代理人が受け取る場合には、代筆による署名・捺印を徴し、同時に代理人の署名・捺印も徴するものとする。

VI 事業完成報告

- 1 事業を完了したときは、別紙事業報告書に内容を記載し、併せて写真及び領収書（写し）等、完成が確認できるものを速やかに会長あて提出するものとする。